資 料

裁判員制度についての日本国内における 心理学的研究展望:裁判員制度10年の歩み¹⁰

藤田政博

A review of psychological studies on the saiban-in system conducted in Japan:

The trajectory of the saiban-in system in recent ten years

Masahiro FUJITA

Abstract

In this paper, the author reviewed the Japanese literature on psychological studies concerning the saiban-in system up to 2019. The author utilized CiNii and Google Books as sources of information, and visually searched the table of contents of related Japanese psychological journals and books published as a collection of papers. As a result, 193 documents were picked up. The author extracted common themes within the literature using the KJ method and summarized the contents of the literature in primary concern. The content categories included general consideration of the saiban-in system, variables of individual differences among citizen participants of the system, the individual judgment of the citizens, court strategy of advocates, and deliberations. The research themes included in the individual difference variables were social attitudes toward the saiban-in system, willingness in participation, personality, and citizen participants' legal and psychological knowledge. Regarding the judgments of the citizens, there were studies that investigated the effects of the information presented in the court, eyewitness testimony, appraisal, emotion and judgment, cruel evidence, the influence of the press, victim participation, certainty, and other related factors.

Keywords: Saiban-in system, Japan, psychological studies, review

地 辒

2019年までに裁判員制度に関連して日本国内で発表された日本語の心理学的研究を概観するために、文

¹⁾ 本稿は、2019年10月27日に慶應義塾大学三田校舎で開催された法と心理学会第20回大会で開催された、法と心理学会20周年記念シンポジウム「裁判員制度を巡る心理学研究のレビューと展望」において、著者が報告した内容に基づいている。報告のテーマは裁判員制度に関する10年間の、日本において行われた心理学的研究のレビューであった。なお、法と心理学会の発行する「法と心理」誌には大会報告のための記事が掲載予定であるが、その記事は報告の背景等を含めて10000字程度となる予定である。本レビューのもととなる原稿は報告に先立って作成され、本稿はそれに加筆したものである。もとの原稿および加筆後の本稿は10000字を大幅に超えるため「法と心理」誌への掲載はできなかったが、本稿を資料として今後同分野で研究する諸氏の参考に供するため、大会報告とは別途に公表の場を求めることになった。以上の次第で「法と心理」誌に掲載予定の大会報告原稿と本稿は一部内容の重複がある。以上の内容の重複に関して原稿提出前に「法と心理」編集委員会および関西大学社会学部紀要事務局に申告し、両者より投稿の許諾を得た。同委員会・事務局に感謝する次第である。

献レビューを行った。情報源として CiNii、Google Books のほか、関連する心理学の学術誌の目次、および論文集として出版された書籍を目視して検索した。その結果、193件の文献がピックアップされた。本稿ではその内容を KJ 法により類似のテーマを抽出し、主な文献についての内容の紹介を行った。内容のカテゴリーとして、裁判員制度に関する総論的考察の他、裁判員の個人差変数、裁判員の個人判断、法廷技術と法廷戦略、評議などがあった。個人差変数に含まれる研究テーマとして、裁判員制度への社会的態度、参加の意欲、パーソナリティの関係、裁判員の法的・心理学的知識との関係があった。裁判員の判断に関しては、提示された情報、目撃証言、鑑定、感情と判断、残酷な証拠、報道の影響、被害者参加、確信度等との関係を見る研究があった。

キーワード:裁判員制度、日本、心理学的研究、レビュー

はじめに

一般市民が刑事裁判に参加する裁判員制度は、2009年5月の開始から10年を経過した。 裁判員制度のインパクトは大きく、10年の間に刑事裁判のありかたをドラスティックに変 えた(高野, 2019)。具体的には、起訴事件の減少のほか、公判期日の前に緻密な争点の整 理と証拠の厳選が行われるようになった。くわえて、刑事裁判における口頭主義が復活し、 裁判員が裁判所の法廷で、その場で見て聞いて分かる裁判となった。これらは現在の刑事 訴訟法が導入された際の理想を一部実現したものといえる。

裁判員制度は刑事司法の姿を変えただけでなく、心理学者の目を司法過程に向ける大きなきっかけになった(杉森,2002)。裁判員制度が開始された後には、関連する多くの心理学研究が生み出されてきた。本稿執筆時点(2020年6月4日)で、国立情報学研究所のCiNiiにおいて、キーワードに「裁判員」を含み、刊行物名に「心理学」を含む文献は130件存在する。これらに書籍を含むとその数は更に増えると思われる。

ただ、10年間の日本国内における裁判員制度に関連する人間行動の研究について、その蓄積の全体像や見取り図を与えるような研究は少数に留まってきた²⁾。そこで、本稿の目的を、裁判員制度を想定して行われた心理学研究の文献レビューを行い、裁判員制度を巡る心理学研究の見取り図と、これまでに獲得された知見の概要についての理解を得ることとした。以上の検討をもとに、制度の開始初期に心理学に対して期待された問題に対してこれまでに与えられた解答と、今後の裁判員制度研究の方向性について考察したい。

²⁾ 本稿の前に、この視点を明白に意図して書かれた論文に、藤田(2009b)がある。

方法: 文献レビュー計画の概要

方針

以上の目的をもとに、以下の方針を定めた。本レビューの対象を、日本国内向けに日本語で、司法制度改革審議会で裁判員制度の検討が開始された時期以降に公表された心理学研究のうち、主としてデータを用いた研究とした。データとは、実験や調査などによって収集された、主として数量的なデータとした。なお、以上のようなデータを収集して行っていない研究のうち、レビュー的な研究・理論的な研究・問題設定を行っている研究は、本論を展開する上で必要な範囲でレビューの対象とした。

対象

以上の方針から、2000年以降に日本で公刊された文献を対象とした。というのは、1999年に発足した司法制度改革審議会で「刑事司法への新たな市民参加制度³⁾」についての議論が始まったのが2001年だった⁴⁾からである。国民の司法参加については司法制度改革審議会の会議初期で議題として挙がっていた⁵⁾ので、それを考慮すると裁判員制度を踏まえた研究は2000年以降に公刊されると考えられたからである。

論文の検索方法

対象の論文を見つけるため、国立情報学研究所のCiNii (http://ci.nii.ac.jp/)を用いて検索を行った。検索では、「裁判員」がタイトル、抄録、その他のどこかに入っている論文を対象とした。

くわえて、以下の学術誌の2000年以降の目次を参照し、明白に「裁判員」というキーワードを含んでいない論文も含めて、裁判員制度を前提とした論文が掲載されていないかを確認した。その雑誌は、以下の通りである(順不同)。法と心理、心理学研究、法社会学、社会心理学研究、犯罪心理学研究、犯罪社会学研究、応用心理学研究、心理学評論、パーソナリティ研究。

³⁾ 司法制度改革審議会では、はじめに論点整理が行われ、その時点で国民への司法参加制度について取り上げることが決められた。その議論がはじまった当初は「裁判員制度」という言葉はなく、ここで引用されたような言葉が使われていた。

⁴⁾ 司法制度改革審議会は43回会議で、司法の国民参加について取り上げ、藤倉・三谷・松尾教授にヒアリングを行った。

^{5) 1999}年9月2日開催の第2回配布資料で「審理の柱」とされている。

書籍の検索方法

裁判員に関連する書籍を検索するため、Google Booksで「裁判員」「心理学」の両方がタイトル、抄録、本文のいずれかに入っているものをピックアップした。そのなかで、単に関連事項として裁判員に言及しているだけのものは除いた。

なお、以上のルートとは別に入手した文献で裁判員関係に加えられる文献も検討の対象に加えた。それは、書籍として編集された論文集である。フットほか(2019)、上石ほか(2017a: 2017b)、統計数理研究所(2010)が含まれる。

結果

対象となった文献の数

以上の方針で検索したところ、CiNii の検索で3501件見つかった(重複含む)。そのうえで、重複を取り除き、心理学的研究でないものを取り除いた結果、対象の国内文献は193件になった。

文献のテーマ

以上の文献について、KJ法に基づいて類似のテーマをまとめていったところ、最終的に大きなテーマのまとまりとしては次の6つが見いだされた。(1)裁判員制度に関する総論的論考と制度の運用について、(2)裁判員の個人差変数、(3)裁判員の個人単位の判断、(4)法廷技術と法廷戦略、(5)評議、(6)判決文分析である。本論文では、以上の各分類に基づき、分類内のテーマから文献をピックアップして内容について説明することとしたい。なお、複数カテゴリーにまたがると思われる研究も、紹介の便宜上、もっとも研究の重点があると思われるカテゴリーに分類した。以下では、上記の(1)から(6)のテーマの順にそって文献を紹介する。

(1) 裁判員制度に関する総論的論考と制度の運用

このカテゴリーには、必ずしも心理学の実証的研究には分類されないものも含まれるが、心理学的な問題設定の前提として文献レビューに含めることとした。このカテゴリー内のテーマには、さらに次の6つのサブカテゴリーに属する文献が含まれていた。その6つの分類は以下の通りである。(a) 裁判員制度研究の概観、(b) 裁判員制度の概要、(c) 心理学への期待や解明すべきこと、(d) 用語の問題、(e) 選任の問題、(f) 裁判員の心理的負担の問題があった。以下、テーマごとに文献を紹介する。

最初に(a)裁判員制度研究概観について、初期の概説として、海外の陪審研究も含めつつ、裁判員制度研究を念頭に置いた紹介論文が存在する(大坪・藤田、2002; 菅原ほか、2005, Chapter 6)。大坪・藤田(2002)は、Kalven & Zeisel(1966)を紹介しつつ、裁判官と法律の素人が別の価値基準で判断することを指摘し、陪審員が法律的な説示に従えることを、心理学の先行研究を引用しながら論証した。そして、陪審員には「宥恕バイアス(leniency bias)」と呼べる刑事事件における判断バイアスが存在することを指摘した。また、集団として話し合った場合には、個々の陪審員の判断はより正確なものになるものの、それが最終的に集団としての判断の正しさに結びついているかはデータが不足していると指摘した。そして、集団における多数派過程をDavis(1973)のSocial Decision Schemeを用いて検討した。さらに、Stasser et al. (1982)による多数派過程の分析を紹介し、各構成員が正しく判断する確率が0.5以上の時、陪審は集団として正しい判断をするという知見(Kerr et al., 1999)を紹介している6。

裁判員裁判開始直後のころにも、裁判員制度に関連する、日本国内の研究を含む心理学的研究のレビューがあった(藤田,2009b)。本稿は、この心理学的研究のレビューに続くレビューと言える。藤田(2009b)では、心理学的考察(杉森,2002,2006)のほか、評議に関する研究(森本,2007b,2007a;堀田・藤田,2007;裁判員裁判とコミュニケーション研究会,2007)、用語の問題(後藤・日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム,2008;山崎・仲,2008)や一般社会調査(岡田ほか,2006b,2006a,2007)が取り上げられていた。

この中で杉森(2002)は、現代社会は専門化が著しく進み、能力と人口比をグラフにすると一部のハイパフォーマンスなものと他の多くの凡庸なパフォーマンスのものがいる Zipf (ジフ)型分布が見られる専門化社会であることを指摘した上で、その結果専門分化した部局間同士でのディスコミュニケーションが生ずる危険を警告する。そして、その解決のためには市民どうしおよび市民と専門化のコミュニケーションが必要であることを主張した。裁判員制度に対して心理学的方法を適用するには、研究の手間(特に個別面接を行う場合)がかかることを指摘し、方法としてはランダムサンプリングをした上で言語的反応と行動的反応の双方を観察して因果関係を分析することが必要であると指摘した。そして、裁判官と裁判員という異質な者同士が評議するメリットとして、「集団内の意見の偏りが減少す

⁶⁾ なお、刑事事件の判断では本当に正しい結論を知っているのは神のみであり、刑事事件の有罪無罪等を決するのは正解がわからない課題(判断課題)であることが前提である。

ること」、「複雑な課題に集団として対応しやすいこと」、「集団を取り巻く状況変化に対応しやすいこと」、「利用可能な外部人脈が増加すること」、「発想の異なる成員相互で刺激しあえること」などを指摘し、デメリットとして、「一人あたりの発話が減少しやすいこと」、「派閥化が促進されて疎外される人間出てきやすいこと」、「疎外される人間が欲求不満を高めやすいこと」、「会話がうち解けず、形式的になること」、「成員間の誤解や葛藤が増加すること」を挙げた(p. 35)。

菅原他(2005)では、第6章で陪審制度と裁判員制度が取り上げられている。陪審員や裁判員の選任、事実認定者の数、陪審員や裁判員に対する説示、証拠に関する判断、供述証拠や自白誘導バイアス、当事者主義、評決ルールの問題が盛り込まれ、裁判員制度による公判開始前の研究として、裁判員制度で問題になりうるトピックを広くカバーした概観となっていた。

法と心理学会9年間の活動での学会報告と論文をレビューした研究(石崎, 2010)では、「裁判員・裁判官の判断」と「市民の態度・認識」があった(石崎, 2010: Table 1)。また、報告件数をみると「裁判官・裁判員の判断傾向」に分類されたものは30件ほどであった(石崎, 2010: Figure 1)。

裁判員研究の現状と今後を考察することを目的とした法と心理学会におけるワークショップの報告(伊東ほか,2016)では、裁判員の判断枠組や感情の影響により必ずしも裁判員は合理的判断ができないこと、裁判官の社会的態度が裁判員に影響すること、フォーカスグループインタビューの手法が応用可能なことを示す報告が行われていた。

- (b) 裁判員制度の概要紹介は事典(越智ほか,2011)などを始め様々なところで行われていた。越智ほか(2011)は「法と心理学」の分野における本邦初の事典であった。そして、必ずしも裁判員制度そのものを研究したわけではない心理学の著作(サトウほか,2012;木戸・サトウ,2019)でも制度の紹介が行われるなど、心理学の中でも一般的な話題のひとつになったとみられる。
- (c) 心理学研究への期待や解明すべきことについて、法律の専門家であり裁判員制度の生みの親から、公判審理、評議のあり方、参加促進のために裁判員に伝えるべき情報、職務遂行に守秘義務が与える影響、任務終了後の心理的ケア(四宮, 2006)の研究が心理学に期待されるという指摘があった。また、刑事訴訟法の研究者の立場からは、量刑に影響する要因の研究への期待(本庄, 2006)が示されていた。
- 一方、心理学者からは、異質性の融和に関する指摘があった。杉森(2002, 2006)は、裁判官と裁判員という、異質な者同士を合わせた評議体を機能させるためには、裁判官が用

語を説明する一方、裁判員は質問で話の流れを遮ることを恐れないことが必要と指摘している。そして、異質な者同士が同じ評議体に入ることは仕事遂行面でプラスの面があると指摘している。審理中の注意点として裁判員の認知負荷の低減とバイアスの低減(被告人が男性だと有罪に傾きやすい)があり、評議に関しては意見の偏りを避けるために匿名のメモという形で意見共有を図ることが提案され、各人が考えている論点が表示されるディスプレイを活用すること、三名の裁判官のうち一人は裁判員を支える役に回ること、裁判官の発言は最後に、そして評議の際の服装は全員同じで行うと良い等の具体的なアドバイスも含まれていた。

(d) 用語の問題については、市民が法廷に入り、裁判官とともに判断することが決まっ て以降大きな懸念材料となっていた。裁判員制度が始まる前に市民が刑事事件について判 断する制度としては検察審査会があったが、検察審査会は事件の情報を得てその事件を刑 事裁判にかけるべきか否かを判断する。それに対して裁判員制度は刑事事件の判断の中心 に直接市民がかかわる制度だから、法律にかかわる判断も必然的に含まれることになる。 裁判員法によれば、法令の解釈については裁判官の専権事項とされる(裁判員法6条2項 1号)が、法律を事件の具体的事実に適用することについては裁判官も裁判員も同じ一票 を持つ(裁判員法6条1項2号)。したがって、裁判員は、自分が担当した事件に関係する 法令の内容及び解釈について理解し、事件の内容を理解した上でどのように適用するかを 判断しなければならない。また、裁判員法の条文上は、法令の解釈は裁判官、適用は裁判 官と裁判員の両方で判断する、という形できれいに整理されているが、判断の現場では、 両者は必ずしも常にきれいに分かれるとも言い切れない。実際には、裁判官と裁判員は評 議して判断するから、その際に裁判官から説明が行われると考えられる。したがって、裁 判員が独力で理解する必要はないものの、裁判官の説明を聞いて理解する必要がある。そ の際に、法律の専門用語や法律の世界での独自の言い回しが直ちにわからない場合、理解 の障害となると考えられる。

以上のような問題を解決するためには、具体的にどの法律用語をどのように市民に説明するか、具体策の検討が必要である。早い時期の試みとして、日本弁護士連合会で2004年に発足し、2007年12月まで活動した「法廷用語の日常語化プロジェクトチーム」があった(日本弁護士連合会、日付なし)。このプロジェクトチームでは、非法律家に対して面接し、市民にとってわかりづらくかつ裁判で出ることの多い用語を選定した(藤田、2005b、2006)。そして、選定した語のうち重要なものをピックアップして市民向け説明を案出した。この試みは、法律の学術用語を日常語的な用語に置き換える試みと誤解され一部学者等からは

批判的に見られていた。たとえば、「冒頭陳述」について、意見であることをはっきりさせるため「検察官の描いた事件についてのストーリー」という説明が提案されたところ、「ストーリー」とはいい加減な印象を与えるという批判も見られた。しかし、プロジェクト完成後、書籍(後藤昭(監修)・日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム、2008)が出版される頃には日常語化の意義が広く理解されるようになった。現在では上記の表現も広く定着し、裁判員制度の導入の反射的効果の一つとして法廷用語が日常語化されたことが挙げられるようにもなった。

(f) 心理的負担については、臨床心理学的な切り口から原因と対策が検討された(大澤, 2015)ほか、裁判員イメージとの関連性が検討された(荒川, 2014, sec. 1-3-2)。荒川 (2014) では、大学生82人に対して自由記述の報告の形で裁判員制度における裁判官と裁判員の役割について尋ねた。そして、別の大学生105名に裁判員のイメージと殺人事件のシナリオに対する量刑判断の結果を尋ねたところ、「被告人・被害者の権利を公平に守ること」を重視する人は甘く、そうでない人は厳しい結論を出すことが示された。

(2) 裁判員の個人差変数

この分類に含まれるテーマとしては、(a) 裁判員制度への社会的態度、(b) 参加意欲、(c) パーソナリティ、(d) 裁判員の知識があった。なお、判断に関係する研究は数が多いため次の(3) に分類した。

(a) 裁判員制度に対する社会的態度を扱った研究では、かつて裁判員制度の導入に賛成するか反対するかというトピックは避けて通れなかった。それは、裁判員制度成立(2004年5月21日)後、実際に裁判が開始されるまで(2009年5月21日以降)の間に、世の興味を引いた話題であったからである。裁判員法成立後にも反対を主張する本が出版されたこともあって社会調査研究でもしばしば質問項目に入ることになった。たとえば、岡田ほか(2006a, p. 67)によると、一般回答者を対象とする社会調査で、裁判員制度の導入賛成は49%で反対は20%であった。また、裁判員制度で市民は司法に関心を持つようになるとの回答が7割、裁判が公正になるという期待は39.3%(300名中118名)、公正になるとは思わないという回答は35.3%(300名中106名)、わからないという回答は25.3%(300名中76名)となっていた(岡田ほか、2009: 図5)。ただし、同じ図で今の刑事裁判は公正だと思うかという質問に対する回答で「そう思う」という回答が26.3%(300名中79名)、「そう思わない」が47%(300名中141名)、「わからない」が26.7%(300名中80名)なので、回答者全体に刑事司法に対して悲観的な見方があったのかもしれない。

また、裁判員制度に対する市民の考えを要約的に表現した研究として、松村(2010)がある。この研究では、一般市民を対象とする社会調査において、関連する22の質問に対する回答が因子分析された。その結果、3つの因子が抽出された。各因子は、裁判員に対する懸念(感情に流される、引きずられる等)、裁判員への期待(裁判が公正になる、常識が反映される等)、出頭義務、と命名された。これらの3つの因子は、市民から見た裁判員制度における重要な要因を反映している。

また、大学生の裁判員に対するイメージを調べた研究(荒川, 2014, sec. 1-3-2)では、「一般人の代表」という観念を中心として、強化された市民、深める多様者としての市民、(裁判の仕組みを学び、裁判官の責任を分散させる)周辺者としての市民というイメージが抽出された。

(b) 参加意欲とは、市民が裁判員として参加する意向がどのくらいあるのか、そしてそのような態度に影響する要因は何かについての研究である。裁判員制度は広く一般市民から参加者を募って数日から数週間、裁判所で公判を聞いて最終的にさばくところまで行う。そのような重みのある仕事であるが、制度の導入の趣旨を達成するには、市民が能動的に聞き、評議に参加しなければならない。その観点から、もともと市民が参加に対してどのくらい意欲を持っているかは重要である。

市民の参加意欲に関しては、一般調査では肯定的回答が39%で否定的回答が42%であった(岡田ほか、2006a)。別の調査(上市・楠見、2010)では、裁判員制度への参加意向は5件法で2.11から2.35であり、参加意向に影響する変数は後悔予期・裁判員ベネフィット・裁判員コスト認知であり、定職がない人のほうが不安感やストレスが多かった。なお、裁判員コスト認知は、定職のある回答者では有意な影響がなかった。制度施行前後での比較も行われた(上市・楠見、2015)。

(c) パーソナリティに関しては、市民の司法に対する態度や参加意欲とパーソナリティ 尺度の関係について分析が行われた。権威主義的パーソナリティ(Adorno et al., 1950)と の関係では、「超自我指向性」と司法参加意欲は負の相関があり、「伝統規範墨守」と司法 参加意欲には正の関係が見られた(藤田, 2016, 2019)。また、同じ研究で、右翼的権威主 義的パーソナリティ(Altemeyer, 1998)のうち「自由の肯定」因子と司法参加の意欲が正 の相関を持つこと、そして Big Five (Goldberg, 1990)との関係では、「経験への開放性」 と司法への参加の態度は正の相関が、「情緒的不安定性」とは負の相関が見られた。

以上の結果については、裁判員制度が新しく導入される制度であったことから新しい物

事に対して開放的な方が、現在の市民にとって⁷⁾ 新しい経験である司法の市民参加に対して積極的に考えられるようになっていたと推測できる。

(d) 裁判員の知識についての研究は、主に2タイプあった。裁判員になるべき市民がどのくらいの、どのような内容の知識を持っているかという研究と、知識が判断にどう影響するかという研究である。

前者の型の研究として、法的知識12項目と裁判心理学的知識11項目について多肢選択式で正誤を尋ねた研究(岡田ほか、2006a、2006b、2007; 仲、2009b)では、法的知識の質問については正解を選択した回答者が最多数であったものの、心理学的知識に関して回答者の多数が正解したのは11問中7問にとどまった。そして、荒川(2014、sec. 1-2)は、市民が把握している法的概念についての理解を調べた研究結果を紹介している。この研究では、「疑わしきは被告人の利益に」と「殺意」を市民がどう理解しているかを調査した。前者は刑事裁判の大原則でありすべての裁判員が判断にあたって理解することが必要とされる事項である。後者は、殺人罪で起訴された事件を担当する裁判員が理解する必要が出てくる概念である8)。前者については証明基準であるという回答と、被告人の発言や行動の意図がわからないときに無罪判決をするという回答が同じくらいの数があった9)。ただし、理解の違いは有罪無罪の判断には影響していなかった。

同様の研究で、市民の法的知識は増しても証言の信憑性・有罪無罪判断には影響しなかったという結果かが報告されている(山崎ほか、2006)。この研究では、大学生52人及び社会人61人の合計113人に対して、法的レクチャー、心理学的レクチャー、統制条件(会場となった大学案内)の3種類のレクチャーを、殺人事件の模擬裁判のビデオ刺激呈示前またはビデオ刺激呈示後に行った。そして、ビデオ呈示中の各段階の有罪無罪判断のほか、法的知識、心理学的知識、裁判員制度への参加意欲、最後の事典での有罪無罪判断とその確信度を尋ねた。法的知識得点はビデオ呈示後に学生に対して行った場合が有意に高く、心理知識得点はレクチャー後に有意に高くなっていた。このように、知識のレクチャーで知

⁷⁾ 大正から昭和の陪審制度は1943年度に停止されており、当時陪審員として出廷した人で裁判員制度による公判開始当時に存命の方はほとんどいないと思われる。また、沖縄の米国占領時に陪審裁判を担当した方々も現在はすでに殆どが相当に高齢の方であり、裁判員制度導入当時の市民の大多数にとって市民の裁判への直接参加は「新しい経験」と映ったと思われる。

⁸⁾ なお、殺意は正確には「殺人の故意」であるが、これは法廷用語の日常語化プロジェクトで「殺意」と説明することが推奨された項目である。殺人の故意の概念についての理解は、殺人罪で起訴された被告人が、殺人の故意を否認して傷害致死として争う時に典型的に問題になる。

⁹⁾ 正解は前者である。後者は、被告人の意図がわからないときには無罪判決をしなければならないという記述で、証明とは無関係である上に、意図という主観的要素に限って述べている点で、本来の疑わしきは被告人の利益に、で意味されるところとは異なっている。

識の正確性は増した。しかし、ビデオ中の証人に対する信用度はレクチャーの有無による 効果はなかった。なお、社会人と学生の間で証人の信用度の判断が有意に異なっており、 実験をする際に外的妥当性を高めるには社会人を対象とするのが望ましいとしている。

(3) 裁判員の個人単位の判断

裁判員の個人単位の判断に含まれていたテーマは、(a) 量刑判断、(b) 提示情報と判断、(c) 目撃証言と判断、(d) 鑑定の影響、(e) 判断と感情、(f) 凄惨な証拠 (gruesome evidence)、(g) 報道の影響、(h) 被害者参加と判断、(i) 確信度と判断、(j) 責任判断、(k) 説示の影響、(l) その他の要因であった。(a) 量刑判断については文献が多いため、項を改めて紹介する。

(b) 提示情報と判断の関係では、杉森(2009) は裁判員制度の評議を妨げる要因として 4 つ挙げている。1 つ目が裁判員が裁判官の正当勢力に影響される一方で専門勢力の影響が十分でないこと。2 つ目が事件情報の理解が困難で認知的負荷が過剰になること。3 つ目が推定無罪の原則が守られない恐れがあること。4 つ目が予断によるバイアスで、法廷外での報道の影響を受けたり、法廷内での証拠を十分評価しなかったりなどの恐れがある。

この論文は、正当勢力・専門勢力と認知的負荷の影響について実験(杉森ほか,2005)を引用しつつ、4つのファクターという観点から効果的な裁判員裁判での心理のための議論を行っている。杉森ほか(2005)の実験の結果では、1つ目の問題を検討するために他者からの影響と専門家による正当勢力を分離して測定しつつ、認知的負荷の多寡の影響を見る実験を行っている。他者からの影響を見るために、他者の影響を見ない統制条件、仮想裁判員集団の意見として他者の意見を見る他者条件、裁判官の意見として他者の意見を見る他者条件、裁判官条件という条件が設定された。一方、認知負荷はシナリオが7ページの低負荷条件と20ページの高負荷条件の2つがあった。これらを合わせた結果、認知的負荷が低い条件では裁判官の有罪意見の影響は少なかったが、認知的負荷が高い条件では裁判官の意見の影響が大きかった。また、時間が切迫しているという形で認知負荷を高くしたときにも、市民は裁判官の影響を受け、有罪判断の確信度が高まった。さらに、被告人が男性のときに故意を強く認定するジェンダーバイアスがあった。杉森(2009)で示された未公刊研究によると、判断の際に、法科大学院生は被害の程度や前歴などの法廷で問題になるような情報を求めたのに対し、一般社会人はその時の気持ちなど、家族的視点からの情報を求める傾向があった。

また、陪審員の意思決定に関するストーリーモデル (Pennington & Hastie, 1993) を適

用した分析は裁判員でも有益である(山崎・伊東, 2005; 山崎, 2005; 浅井暢子・唐沢, 2013)。

山崎・伊東(2005)は、社会人102名と学生104名を参加者とした実験を行った。参加者 が、被告人の自白を含む供述で示された自白の任意性を判断した場合に有罪・無罪判断や、 被告人が罪を犯した蓋然性判断に影響するかを調べた。また、その後に実験者から任意性 がなく証拠は不採用になったと教示された場合に無視できるかどうかも調べた。加えて、 採用された証拠をストリーモデルに沿って評価できるかを確かめた。実験では、自白を含 む供述調書が示された後に参加者が自白の任意性を判断した。その後、任意性の判断に関 する評議は実際には行われなかったが、行われて結論が得られたと仮定して、以下の教示 に従って判断するように求められ、ビデオを提示された。その際に2つ条件があり、任意 性があったとして証拠採用されたと裁判官役から教示される条件と、任意性がなく不採用 になったと裁判官役から教示される条件があった。また、統制条件として供述調書が示さ れない条件があった。その結果、被告人が自白した調書が証拠採用されかつ参加者が被告 人の供述に任意性ありと判断した条件でもっとも有罪判断率が高く90%ほどとなった。そ の次に高かったのは調書は採用されなかったが参加者が自ら判断した際に任意性ありと判 断した場合で、有罪判断率は50%弱であった。そして、調書は採用されたが参加者が自白 の任意性なしと判断した場合、調書は採用されず自白の任意性がないと判断した場合、そ してそもそも自白を含む供述調書が提示されなかった場合はいずれも有罪判断率が20%程 度であった(山崎・伊東, 2005: Figure 1)。学生参加者では、自白調書が採用されかつ参 加者が任意性ありと判断した時の有罪判断率が最も高いというパターンは類似していたが 差は社会人ほどではなく、各条件感の差も社会人ほどではなかった(山崎・伊東, 2005: Figure 3)。また、いずれの参加者もストーリーモデルに沿った判断傾向を示した。

(c) 目撃証言と裁判員の判断について、レビュー中心のシンポジウム記録原稿であるが、応用心理学会のシンポジウム報告(田之内ほか,2010)がある。このシンポジウムでは、厳島行雄教授・伊東裕司教授・および著者(藤田政博)が裁判員制度で問題になりうる、裁判と心理学の問題について話題提供を行った。厳島教授からは目撃証言に起因する冤罪の存在に関する米国の研究(Rattner,1988)が紹介され、分析対象となった205件のうち100件が目撃証言の誤りに起因したことが紹介された。また厳島教授と伊東教授が関わった目撃証言の鑑定事例(自民党本部放火事件)の紹介があった。伊東教授からは裁判員の直感的判断と感情の影響に関する実験研究の結果が報告された。Petty & Cacioppo(1986)を引きながら、裁判員が中心ルートと周辺ルートのいずれを使うかの要因を検討する必要

性が主張され、架空の刑事事件における被告人のプロフィールが真面目なもの(一流大学 卒、銀行勤務、結婚している)と不真面目なもの(高校中退、勤め先を転々として現在は 無職、内縁の妻あり)を比較したところ、真面目条件で有意に刑が軽くなったことが報告 された。また、Douglas et al. (1997)を引きながら、陪審員の感情が判断に影響すること から、裁判員制度においても市民の感情が判断に影響することが予想されると指摘された。 藤田からは裁判員制度の説明とそれが心理学研究に及ぼす影響について概説的な話があった後、国内で行われてきた、法廷用語の説明に関する研究が紹介された。くわえて、類似の時期に導入された被害者参加制度がもたらす心理学的問題について議論された。

(d) 鑑定の影響について、一般市民が裁判においてだれが鑑定書を出した場合に信用すると考えるかについて、質問紙実験が行われた(松村、2015)。

回答者は、全国から層化二段階抽出法で選ばれた20歳から70歳までの1800サンプルのうち有効回答1160であった。仮想的な刑事裁判のシナリオを回答者に読んでもらった。事件は現住建造物放火で、被告人が放火したのを目撃したという証人がいた。目撃証人と被告人は知り合いであった。その目撃証人の既知人物の識別についての鑑定書が提出されたというシナリオであった。

鑑定書を誰が提出したか、およびどのような名称で提出されたかによってシナリオの内容が異なっていた、被験者間要因の実験計画であった。鑑定書の名称の条件は、(1) 弁護士の私鑑定(2) 裁判所が命じた正式鑑定(3) 弁護士の私鑑定で鑑定書ではなく「報告書」とした場合(4) 弁護士の私鑑定で鑑定人の党派性を示唆する記述を加えた場合という4種類であった。

以上の水準間では、裁判の公正性の認知では群間に差がなかった。被告人の主張と検察側の主張のいずれの主張がもっともらしいと思うかでは、(2)の場合に被告人の主張がもっともらしいと思われた。また、鑑定人が信用度が高かったのは裁判所が鑑定を依頼した場合と鑑定書のタイトルが「報告書」の場合であった。一方、党派性を暗示する情報が示された条件で低かった(松村、2015)。

(e) 判断と感情に関して検討した研究では、被害者意見陳述と特性怒りが被告人に対する怒りに影響を与え、さらにそれが有罪の確信度にプラスの影響を与えるが、有罪無罪の判断には有意な影響はなかった(伊東, 2019, pp. 81-87)。

この実験には、20代から60代の一般男女120名(男性61名、女性59名、平均年齢37.38歳)が参加した。刺激は刑事裁判に関するもので、被害者遺族による意見陳述の有無の条件と、意見陳述についての2条件であった。後者の条件は、説示を与える、説明責任を課す、い

ずれもなしの3水準であった。

有罪無罪判断に対しては、説示なしの条件と説示を与えた条件の間に差があり、説示な しの条件の方の有罪判断率のほうが高かった。また、参加者の感情状態について調べた結 果、事前よりも模擬裁判ビデオ視聴後にネガティブ感情がでており、ネガティブ感情は説 示または説明を受けることで低下した。

被害者遺族の意見陳述の効果は、被害者に対する嫌悪と被害者の母親に対して5%水準で有意であった。被告人に対する怒りとその母親に対する同情に関して、10%水準の有意傾向の効果が見られた。

(f) 凄惨な証拠については、海外研究のレビューでは有罪判断が高まる効果が確認されている(綿村,2011)。民事模擬陪審研究では写真の提示によって賠償額が高く評価され、刑事では有罪と判断する割合を高めていた。遺体についての説明文書単独では有罪判断率を高める効果がなかったが、写真と組み合わせられることで有罪判断率が上昇した。

また、別のレビュー(松尾,2011a)では、これまでの先行研究で検討された実験参加者の感情状態を、嫌悪、不安/懸念、怒り、悲哀という観点で整理しながら紹介している。それよると、グロテスクな写真で喚起される感情としては嫌悪が最も強く、そして嫌悪感情は道徳判断と裁判での判断において重要な役割を担っていた。嫌悪の次に強く喚起されたのが不安/懸念であった。また、グロテスクな写真で怒りの感情も喚起されたが、悲哀の感情は喚起されたとは言えなかった。そして、刑事裁判を題材とした研究では判断に影響するといえるものの、民事事件を題材とした研究では、結果は一貫していないという評価がされている。

伊東(2019, Chapter 2)における実験では、凄惨な写真の提示がある場合には有罪判断率が上がるという結果が示されている。この実験には、東京都内の18歳から48歳の大学生127名(男性38名、女性89名、平均年齢20.8歳)が参加した。凄惨な写真の提示の有無、被害者の意見陳述の有無という、2条件4水準の実験計画であった。有罪判断率について凄惨な写真の呈示の有無で比較したところ、写真提示ありの場合では73.21%、写真提示なしの場合では58.93%の参加者が有罪と判断していた。一方、被害者の意見陳述の有無については、意見陳述ありの場合で75.00%、意見陳述なしの場合で57.14%の参加者が有罪と判断していた。被害者の意見陳述の効果と凄惨な写真の提示の効果を比べると、被害者の意見陳述の効果のほうが大きかった。

また、被害者の意見陳述があると量刑が有意に厳しくなった。具体的には、死刑にするべきと判断した回答者が、被害者の意見陳述なしのときに16%だったのがありのときには

33%になった。また、被告人の意見陳述は被告人が真犯人であると考える確率を上げ、検察側の証拠の信用性の評価を上げていた。

以上のように、日本国内の研究でも有罪判断率が高まる影響が確認されている一方、量 刑への影響についてはないとするものと、あるとするものがある。

(g) 報道の影響についての実験では、仮想のニュース映像を見せた実験で、実行者が脅された結果犯罪を行った、と報道された場合には行為者に有利に判断され、利益誘導が示唆されたときは不利に判断されるという形で責任の大きさの判断に影響が見られた(黒沢・米田、2006)。

この研究では、「ニュース報道に関する記憶と判断」の研究として、大学生153名(男性85名、女性68名)が参加した。参加者は食肉の表示偽装に関する架空の事件のTVニュース映像を視聴した。ニュース映像内では、偽装の実行者の動機が以下のいずれかであると説明した。(1)上司の命令に従わなければ降格される(脅し強制条件)、(2)上司の命令に従えば降格されることはない(利益誘導条件)、(3)脅し・利益誘導に関する言及なし(記述なし条件)で強制された。また、ニュース映像内の話者が(a)アナウンサーである場合、(b) 実行者である場合、(c) 命令者である場合が設定された。

その結果、責任判断として重かったのは(3)言及なしで(b)実行者が説明した場合と、(2)利益誘導で(a)アナウンサーの場合であった。また、責任判断として軽かったのは、(1)脅し強制で(c)命令者が説明した場合と、(3)言及なしで(a)アナウンサーが説明した場合であった。

また、新聞報道についての実験研究(若林ほか, 2014; 若林, 2016, Chapter 5)では、裁判官からの説示が報道の影響を減らすかと、その影響は新聞報道独特の表現(たとえば被疑者を「男」と呼び、被害者を「男性」と呼ぶなど)での影響が検討された。

裁判官の説示に関する実験では、法学部生以外の大学生218名が実験に参加した。説示に関する条件は、裁判官による報道等の証拠能力のない情報は無視しなければならないという理論的根拠を含む説示あり、裁判官による公判情報を参照した説示あり、説示なしの3水準であった。また、報道内容に関する条件として、証拠能力のない自白を含む報道と、被告人の前科情報を含む報道が提示される場合、報道がない場合の3水準があった。

その結果、有罪判断率が最も高かったのは証拠能力のない自白のある報道がある場合で 説示がなかった場合だった。もっとも低かったのは前科報道があった場合で、報道を無視 すべき理論的根拠を含む説示がなされた場合であった。

また、報道表現の効果に関する実験には大学生99名が参加した。この実験では、報道の

表現について2水準あり、事件要約を提示された群と報道表現が提示された群があった。また、先程の実験と同様に、裁判官の説示内容に関して、説示なしを含めて3水準があった。その結果、有罪判断率が最も低かったのが、要約を提示された場合で裁判官から報道を無視すべき理論的根拠を含む説示がなされた場合であり、もっとも有罪判断率が高かったのは報道表現が用いられて裁判官からの説示がなかった場合であった。なお、それに次いだのが公判情報を参照した説示が行われた場合で、この場合要約か報道表現が使われたかで有罪判断率はあまり変わらなかった。

(h) 被害者参加が判断に与える影響に関しては、遺影を実験参加者に示した場合の効果について検討されている(仲,2009c)。この実験の参加者は法科大学院生80名と一般学生57人であった。参加者は、架空の殺人事件に関する模擬裁判を見聞きして判断した。具体的には、事件概要と冒頭陳述を書面を提示され、証人尋問ビデオで視聴した。そして、被害者の状況につき、参加者は次のいずれかの条件に割り当てられた。パワーポイントと音声あり条件、パワーポイント音声なし条件、音声のみ条件、いずれもなし(統制条件)の4種類であった。パワーポイントには被害者の遺影が含まれていた。結果については以下のようにまとめられている(p.414)。「参加者は被告人には殺意があったとし、有罪になると考え、95%の参加者が有罪と判断した。このような判断には遺影の効果が有意であり、遺影のある条件において、参加者はより強く『殺意がある』と判断した。また、遺影のある条件で無罪の判断をした人はいなかった。懲役の期間は、全体として一般学生の方が法科学生よりも年数が長かったが(14年対11年)……遺影のある条件では一般学生は15年、法科学生は10年という開きが生じた。特に女性では、遺影と手紙の読み上げのある条件において18年という長い期間が示された。このように、全体として参加者は遺影の影響を受けていた。」しかし、参加者は遺影の効果に気づいていなかった。

他の実験でも、被害者遺族の意見陳述により刑が重くなり (伊東, 2015)、有罪判断率が高くなる結果が観察されている (伊東, 2019)。

伊東(2015)の被害者遺族の意見陳述と呈示の有無の影響を調べた研究では、意見陳述と写真の両方ともない条件で44%の参加者が被告人を有罪と判断する一方、両方ともあった条件では79%が有罪と判断した。意見陳述のみだと71%、遺体写真のみだと68%が有罪と判断した。そして、意見陳述は参加者のネガティブ感情を強くしたが、遺体写真の呈示はネガティブ感情を強くする効果は見られなかった。

このような影響は裁判官の説示によっても影響が除去できるかどうかも検討された。この実験では説示について一般的説示、一般的説示+「有罪無罪の判断に被害者遺族の意見

を用いないように」という説示、説示なしの3水準が設けられた。実験参加者は条件に沿った説示呈示(説示なし条件では呈示なし)のあと、被害者遺族の意見陳述を含む裁判概要を提示され、有罪無罪を判断した。説示なしの条件では約70%が有罪と判断した一方で、説示があった条件ではいずれも33%になっていた。しかし、認知欲求の低い参加者について見ると、説示の影響は見いだされず、70%以上が有罪と判断していた(伊東、2015)。

なお、被害者参加人の感情表出は量刑に有意な影響はなかった(佐伯,2016, p. 279)。この実験は、静岡大学の学部学生87名が参加した。学生は法学系の授業を履修していた。男性が61名、女性が36名で、平均年齢は21.3歳であった。参加者は、架空の殺人事件に関する裁判映像を見て遺族の感情や量刑などについて回答した。遺族は、裁判映像では被告人に対して質問をする際に登場した。参加者の半数は被害者遺族が冷静に被告人質問を行うビデオを視聴し、残りの半分は怒りを込めて質問をする様子のビデオを視聴したという実験であった。

被害者遺族が裁判中にどのような感情を表出したかよりも、判断者自身が自分自身の判断が感情からどのくらい影響を受けると認知しているかという自己評価の影響が大きく、それによって量刑が影響を受けた(白岩・唐沢、2013; 白岩、2019, p. 70)。白岩(2019, pp. 66-72)では、大学生95名(男性33名、女性61名、不明1名、年齢19.26歳(SD = 0.72))が実験に参加した。そして、傷害致死事件の裁判員に選ばれたという想定でシナリオを読んで関連設問に回答するように求められた。そうしたところ、「被害者の発言に、あなたはどの程度心を動かされましたか」という質問(自己インパクト認知)に7件法で回答した回答と、「あなたは、被告人にどのような量刑を下しますか。適当だと思う年数に1つ○をつけてください」という質問に対して3年から20年の中から年刻みで求めた回答について、関連があった。具体的には、量刑判断を目的変数とする重回帰分析で自己インパクト認知が有意に正の影響があった。

- (i) 確信度と判断に関しては、評議後の確信度の変化の研究がある(荒川, 2009a)。この研究では、4人評議で確信度を評議直後と事後(平均11.3日後)に尋ねたところ、30名中10名の確信度が変化していた。その原因は法廷(模擬裁判)場面と日常との切断にあるのではないかと考察されている。
- (j) 責任判断については、上述のように、仮想報道における話者とストーリーのフレーミングの効果が示されている(黒沢・米田,2004,2006)ほか、道徳判断についてのワークショップ報告がある(長谷川ほか,2013)。この中で裁判員制度や司法との関係では、犯罪者に対する量刑研究では功利主義的要因に加えて応報的公正が考慮されること、前歴や

道徳的人格などの行為自体とは無関係な要因が影響することが指摘されている。また、公正世界信念尺度との関連が検討されている(白井ほか, 2012)。

- (k) 説示の効果に関しては上述の通り否定的な結果(伊東, 2019)がある。また、有罪方向の報道内容を無視した判断はできない(若林ほか, 2014)。説示の効果には認知欲求の水準が影響している(松尾, 2012, 2011b; 伊東, 2019)。一方で、「市民の良識」や「法令遵守」を強調した説示を行ったときには、説示がなかったときよりも無罪判断が増えた(荒川, 2014, sec. 1-3-3)。
- (1) その他の要因として、裁判員の判断に取り調べの録画の際に誰をフレームの中心に おくかといういわゆる撮影焦点(フォーカス)の影響(カメラ・パースペクティブ・バイ アス)は供述の任意性判断と有罪判断の双方についてみられなかったという報告(若林ほ か、2012)がある。しかし、のちの実験で、撮影焦点により任意性判断が影響をうけ、な かでも俯瞰視フォーカスで供述がもっとも自発的と判断された(中田ほか、2018)。また、 法学の既修・未修によって有罪判断の傾向に有意差は見られない(藤田. 2008c)が、結果 が有意傾向であることから、参加者数などによって違った結果が出る可能性もある。一方、 被告人の身体的魅力は、判断者(大学生)の量刑判断を甘くする(猪八重ほか、2009)。さ らに、人が他者より自分のほうが社会的影響(他者からのコミュニケーションなどにより 態度や認知などを変容させること。裁判において事件の社会的影響等という際の「社会的 影響」とは別の意味)を受けにくいと認識する傾向について扱った研究(白岩、2019)で は、この傾向を被害者参加について当てはめた場合について実験的に検討し、被害者の発 言は自分に影響しないと認知する判断者は、刑を軽くする傾向が見られたという結果を得 ている。また、判断とパーソナリティに関しては、権威主義的パーソナリティ傾向の強い 回答者は、有罪判断傾向や厳罰傾向があるという結果が示されている(藤田, 2009a, 2016)。 これと関連して厳罰志向性に関する研究(板山, 2018)が行われているが、それは量刑判 断の研究の箇所で取り上げたい。

(3)-(a) 量刑判断

量刑判断研究内のテーマをさらに分けると、①量刑研究の概要、②量刑の理論枠組み、 ③量刑判断に影響する個人差変数(パーソナリティや信念)、④量刑と応報、⑤量刑と被害 者、⑥量刑への他者の影響、⑦量刑に影響するその他の要因、⑧死刑事件の判断、といっ た内容になった。

①量刑研究の概要に関しては、研究動向概要(本庄, 2008)や控訴審との関係(原田,

2014) が法学者によって検討された。手続二分論と量刑についての心理学的研究(佐伯, 2017) では、手続二分条件と統制条件で、量刑上の考慮要素の考慮の程度に違いはなかった。全回答の相関を見たところ、量刑意見と有意な相関があったのは被告人の父親による監督、反省態度、弁護人の量刑意見であり、刑を軽くする方向で相関が見られた。

②量刑の理論研究ではまず量刑において考慮すべき要因の考察があった。それによると、量刑はまずもって事件の客観的内容によるべきであり(原田、2011)、一般向け質問紙調査によると大学生や社会人も同様に考えている(白井・黒沢、2009)。大学生が量刑の際に考慮する犯罪イメージを多次元尺度法により二次元空間として表現すると、第1次元が「犯罪のひどさ一同情の余地」、第2次元が「意図的一偶発的」と解釈できる空間となった(伊田・谷田部、2005)。また、社会心理学の理論におけるもののうち、量刑に影響すると思われるものについて総合的に言及した研究(唐沢、2014)によると、係留と調整のバイアス(Tversky & Kahneman、1974)などの種々のヒューリスティック的情報処理の影響は一般人のみならず裁判官や検察官にも見られること、犯罪事件という異常事態では反実仮想を引き起こしやすく、量刑にも影響する可能性があること、そして他者の行為の原因は内的に帰属しがちであるというバイアス(Jones & Nisbett、1987)があるがゆえに、判断者から被告人を見たときには状況よりも本人の主観的要素に帰属する傾向がありうること、そして属人的情報が量刑に影響することの指摘があった。

個人差変数に関しては、厳罰傾向が量刑に影響する可能性については早くから指摘されてきた(白井・黒沢,2009)。それを近年「非合理」な思考との関連で実験した研究が行われた(向井ほか,2017)。その結果、仮想的有能感が厳罰志向を強めているほか、情報処理スタイルのうち合理性に関する尺度と二分的思考法が厳罰傾向の予測因子として重要であり、合理性が高いと厳罰志向は低減し、二分的思考法の傾向が強いと厳罰志向が高まることがわかった。また、これらの変数を分析に投入したところ、社会支配志向性(Pratto et al.,1994)の影響は消えた。社会的態度やパーソナリティと量刑の関係について検討した研究では、権威主義的パーソナリティ(Adorno et al.,1950; Altemeyer,1988)やBig Five性格特性(Goldberg,1990)と量刑との関連を調査した研究(藤田,2019)があり、事件の結果など他の客観的要因よりも効果は小さいものの、影響は存在したことが確認された。

量刑と応報に関しては、直感的応報が一般人の量刑判断において重要なことが指摘されており(綿村,2013)、それは量刑判断の判断材料を見ることで活性化される(綿村ほか,2011)。直感による判断の影響は大きく、議論や熟考による修正は難しい(綿村,2013)。 澤田・葉山(2010)は量刑との関係を直接扱ってはいないが、復讐心の強さは、「被告に対 するあなたの怒りが評決に影響しても構わない」等の質問項目で測定される「感情的復讐」 や、「殺人犯にふさわしい量刑は死刑しかない」等の質問項目で測定される「量刑的復讐」 と関係があることが示された。

量刑と被害者については、被害者が参加すると刑が重くなるかがしばしば問題になる。被害者の直接参加ではないが、上述のように被害者の遺影が提示されると被告人に殺意ありと判断する回答者が増え、また正当防衛ではないと判断する回答者が増え、有罪だと思う回答者が増えた(仲、2009a)。男性の参加者は、手紙が読み上げられた条件で有罪だと思うと回答する率が高まっていた(仲、2009a)。また、被害者情報の提示で刑は重くなるが、被害者が冷静な態度か怒っていたかで有意な違いはなかった(佐伯、2016)。

量刑における他者の影響について、他者(裁判官または他の裁判員)の意見を聞くと確信度・刑の重さともに大きくなるが、その他者が裁判官か裁判員かで差はなかった(浅井千絵・荒川、2007a)。さらなる分析の結果、刑罰の種類は変わっていなかった(浅井千絵・荒川、2007b)。白岩(2019)は「自分より他者のほうが社会的影響を受けやすい、あるいは自分は他者より社会的影響を受けにくい」と認知する傾向が量刑に及ぼす影響について実証的に検討し、後者の認知は量刑判断に影響を与えていた。そして、自分と比較する対象として想定する他者が法科大学院生になるとその効果は消えた。

また、反対に量刑判断をみた第三者がどのようにその原因を推測するかについて、社会的カテゴリーの根源に生物的で不変な「本質」が存在するという信念に基づいてカテゴリー的知識を構成する、心理的本質主義が強い人は、事件に関わる人の性別が特に重視されないような事件(ひき逃げなど)でも、結論を社会的カテゴリーに帰属する(男性裁判員が多かったからなど)傾向がある(塚本ほか, 2013)。

量刑に影響するその他の要因の研究では、前科情報、特に類似事件の前科が提示されると刑が重く判断される(白井・黒沢、2009)。また、被告人の国籍(中田・サトウ、2014)や量刑分布グラフ(綿村ほか、2014)の提示によっても影響を受ける。事件発生からの心理的距離、つまり事件発生時点がどれくらい過去のものであるかによって、事件に対する解釈と被告人に対する非難の程度、さらに量刑に影響が出ることが示されている(谷口・池上、2018)。個人の持つ信念のうち、「理性的」な裁判信念(「人々は裁判について『理性的であるべき』という信念」(白岩、2019、p. 35))は量刑判断に負の直接効果がある(白岩、2019、p. 99)。

量刑の中でもっとも峻厳な刑罰である死刑に関して、大学生に対して行った調査の結果、 死刑制度への学生の志向を規定する要因として、「殺人への抵抗感」、「社会秩序としての死 刑」、「死刑を取り巻く諸状況への配慮」という因子が抽出された(福井ほか,2011)。回答者のうち死刑制度に反対の者は、凶悪な犯罪が起こる原因は社会にあると考え、テレビの犯罪報道の内容を信じる程度が低かった。そして、死刑制度に関する知識を教育することで制度に対する態度が変化する例が紹介された。綿村・佐伯・板山・山崎・吉井(2013)で紹介された調査結果から、厳罰志向性が高い者は死刑の選択率が高く、死刑制度への賛否によって死刑の選択率が異なることがわかった。また、厳罰主義といえる因子は死刑賛成と量刑判断に影響していた(山崎ほか、2014)。

(4) 法廷技術と法廷戦略

法廷技術と法廷戦略に関しては、ビジュアルテクノロジーに関する研究、説得研究の紹介、法廷技術と心理学の関係の考察があった。

ビジュアルテクノロジーは、長く複雑な話を理解する助けになる(井上,2006)。これを精緻化見込みモデル(Petty & Cacioppo,1986)の枠組みで考えると、中心ルートと周辺ルートで処理される情報双方に影響があると予測される(Park,2011)。

説得研究については、裁判員制度導入前後に法律家等に向けて主要な知見が紹介された (藤田, 2007, 2008b; 菅原, 2010) あと、陪審員にターゲットを絞った海外の研究が紹介された(アンダーソン, 2014)。その書籍に基づいて、理論紹介が行われ、commonsense justice をもつ裁判員がその価値基準を評議に反映させることの重要性が指摘された(石崎ほか、2015)。

法廷技術と心理学の関連性については、法律家からの関心も高く(四宮, 2009)、社会心理学の知見を踏まえた弁護士による戦略提案もなされている(後藤貞人, 2013; 高野・河津, 2018)。くわえて、証人尋問の方法や偏見の対策の必要性が指摘された(菅原, 2010)。

(5) 評議

裁判員研究において、評議をどのように運営するかは当初から大きな関心の対象になった。心理学的観点を含む研究としては、評議体の人数比、評議の構造、評議デザイン、評議中のコミュニケーションが主なテーマとして取り上げられてきた。また、裁判員制度の実施が近づいて、評議の中心が量刑判断になることが明らかになるに連れ、量刑評議の研究も増加した。

評議体の人数比は、裁判員制度設計時に問題になった。司法制度改革審議会の意見書では明記されず、その後の司法制度改革推進本部において裁判員法の具体的内容を詰める段

階での議論に委ねられた。そのため、2004年の裁判員法成立前後に人数比についての研究 が発表されたあと、しばらくおいて制度見直しを見据えた理論的研究が発表されている。 人数比を変えた模擬裁判に参加した市民の回答を分析し、裁判官の2倍程度の市民の数を 提案した研究(藤田 2003)は、司法制度改革推進本部の議論でも参照された。一方、評 議に参加した法律家から市民を評価した場合、市民の人数が多い評議体のほうが、法律家 の市民に対する態度が肯定的に変化した(藤田、2005a)。さらに藤田(2008a)は全国4筒 所で模擬裁判による調査を行い、評議に参加した市民に評議の前後でどのような人数比の 裁判体を選好するかを検討した。その結果、評議を経験した市民は評議後には市民が裁判 官の2倍または3倍の評議体を選好するようになっていた。その後に行われた人数比の比 較研究(若林,2016, Chapter 9)では、人数比の異なる評議体の評議中の発話の記録につ いてテキストマイニングによる分析が行われた。裁判官3名+裁判員4名の評議体と裁判 官3名と裁判員10名の評議体を比較したところ、前者よりも後者のほうが、裁判官と裁判 員の発言に使用された語彙の違いが際立っている一方、市民と裁判官の発言数は同等だっ た。これをもとに、若林(2016)は人数比により評議の質・量共に大きな違いがあり、人 数が少ない評議体では裁判官の存在感が大きくなり、市民の人数が多い評議体では市民が イニシアティブを取ると考察している。若林(2017)では模擬裁判での発言語の頻度の差 の分析から、裁判官と裁判員で頻出する語彙の違いを指摘するとともに、弁護側・検察側 がそれぞれ示した概念が意識的に十分な精査(精緻化見込みモデル(Petty & Cacioppo. 1986) における中心ルートによる処理) を行わなかったとしても、評議に影響を与えうる ことを指摘している。

なお、評議体の人数一般に関しては、たとえば6人でも12人でも結論自体に大きな差はなく、かかる時間が人数が増えるとのびる等の変化がある(大坪,2009)。ただし、人数が多いと一人あたりの発言は減り、派閥が構成されるなどのデメリットもある(杉森,2009)。このうち、大坪(2009)は評議の構造に関して集団意思決定の一般理論から説き起こし、集団意思決定では初期多数派が集団の意見となり(Davis,1973)、陪審やおそらく裁判員制度でも同様との指摘を行った。また、量刑のように結論の選択肢が多数連続的に存在する場合、有罪無罪の二者択一の場合と異なり、少数派の意見に多数派が譲歩することで少数派の意見が評議の結果に反映される可能性が高まる。また、裁判官役の進行次第で情報共有の程度が異なりうることの指摘を九州大学大出ゼミの研究成果(九州大学法学部刑事訴訟法ゼミナール・大出,2003)を引用して行っている。この点は、この時期に行われた法曹三者による模擬裁判の結果(藤田・堀田,2007)でも確認されている。

裁判員裁判はプロである裁判官が予め公判前整理手続を通して論点を設定して公判・評 議に臨んでいると思われる。小坂・山崎・石崎・中田・若林・サトウ(2016)は、会話デ ータの分析から評議構造を考察し、裁判員評議では評議のオーガナイザーにより議論が整 理されて一定の話題について繰り返し話し合いが行われ、評議体としての精錬されたスト ーリーが練り上げられると指摘している。そういった評議では、市民だけで話し合う陪審 と異なり、論点に沿った評議が行われると予想される。それを「論点主導型」と名付けた のが藤田(2009c)である。市民だけで評議が行われた場合の評決主導型や証拠主導型 (Hastie et al., 1983, Chapter 8) とは全く異なり、法律の専門家が予め話し合うべきこと を設定しているからこそ生じうる評議の構造である。論点主導型では、評議は各論点につ き認められるか否かの二択で進み、二択の結果の組み合わせによって最終的に採りうる結 論が規定される。そこが、各証拠を吟味する証拠主導型や、予め有罪無罪の結論を措定し て議論が進む評決主導型と異なるところである。論点という発想で共通するのが荒川 (2009b) である。この研究では評議の論点数に着目し、6 評議体に争点を裁判員に決めさ せる、裁判官役が呈示する、ある程度議論が進んだところで裁判員が呈示するという3つ の条件を設定したところ、裁判官役が争点を提示した場合が、議論中にできてきた争点数 が最も少なくなった。争点が少なかったことについて裁判員の自由な議論が抑制された可 能性が指摘された。

太田(2015)は、評議の進め方の印象に関してシナリオ実験を行った。それによると、評議冒頭で裁判官・裁判員のいずれから意見表明を始めたかは、評議が裁判官主導か裁判員主導か・裁判員の意見の反映の程度・評議が公正だと思うか・結果に納得できるか・自分であれば裁判官裁判と裁判員裁判のいずれを選ぶかの各回答に有意な影響を及ぼしていた。検察側・弁護側2人の鑑定人が争う公判の陪審評議構造についてテキストマイニングを用いて分析した若林(2016, Chapter 8)は、評議にファシリテーターを導入した場合にはファシリテーターは他の陪審員とは意見構造上明白に異なる位置にいること、検察側・弁護側双方が視覚資料を提示した場合には証拠自体を検討する単語頻度が上昇することを指摘している。

裁判員評議の構造を積極的に設計するという評議デザインについては、比較的早い時期から提案が行われていた。一般に我々は議論して結論を出さねばならない際に、各話題について言及した上で結論に飛躍するという「素朴交渉」を行っている(高木,2005; 西條,2009; 大塚,2009; 野原,2009)。これは、裁判員評議では避けるべきである。しかし、高木(2007)が指摘したように、裁判員評議では裁判員が裁判官の教示を求める「教師-生

徒型」コミュニケーションが多発する「教室型」評議になり、素朴交渉が発生する。有効な評議のために、意見集約方法のガイドライン提示と量刑判断のための前提知識を裁判員と予め共有することを高木(2007)は提言した。そして、具体的な評議室の形や着座位置という物理的なデザインのほか、評議手順書の使用、四相の言葉の使い分け、付箋紙を用いた議論の整理、論告・弁論を木構造の図解にすることなどの具体的提案を行っている(三島ほか、2012)。この成果を踏まえ、三島(2015)では、以上のテクニックを駆使した上で「論告対象型評議」が理想的評議として想定されている。付箋紙法の有効性が確認される一方、チャート法には改善の余地も残るとされる。

上記の評議デザイン以外の面での評議中のコミュニケーションについては、裁判員と裁判官という異質な者同士(杉森,2002)のコミュニケーションである点が裁判員制度が始まる前から関心を集め(後藤昭,2002;松澤,2002)、初期には「そもそも裁判官と市民の協働は起きうるのか」というところから問題にされた(藤田,2008a,Chapter3)。藤田(2008a)では両者の協働は十分可能とされた。ただ、影響という観点からすると、評議における専門家の影響力はあり、専門家と非専門家が評議すると、裁判官役の方向に意見を変える裁判員役が多く、また確信度が上がる(村山ほか,2012)。

市民と裁判官の語彙の違いをより客観的に示すために、コーパス言語学の手法を用いた研究手法が役に立った。コーパス言語学とは、大量の発話記録や文章などをテキストデータとして収集し、テキストマイニングソフトを用いて分析し、量的観点から言語仕様特徴を描き出す研究手法である。裁判員の評議に関してこれを適用した「おそらく我が国では初の試み」(堀田,2009)では、裁判員裁判開始前に各地で行われた法曹三者模擬裁判を対象として発話を電子テキストとして収集し、テキストマイニングソフトウェアで分析した。その結果、裁判員と裁判官ではよく使用する語彙の塊(言語学で言う「レジスター」)が明白に異なることを見出し、その具体的なレジスターを描き出した。評議のコーパス分析は、その後広く採用されるようになった。たとえば若林(2016, Chapters 7,8)では、法曹三者模擬裁判のある評議体を分析し、裁判官3名と裁判員3名が類似の分布の中にいる一方、3名の裁判員が離れた語彙構造を示したことを見出した。また、オーストラリアの陪審評議分析の結果、7つのユニーク・トピックの塊を見出し、トピックの現れ方が実験操作によって異なりうることを示した。証拠提示の方法による操作がコーパス分析の結果に現れることを示した研究として、法廷技術が評議に影響を与える例とも考えられる。

裁判員制度においては参加者が満足することも、積極的参加を促すために必要である。 評議中の裁判官の説明を受け裁判員の意見が変遷する様子を含めた詳細な分析をし、満足 の規定因も分析した研究(荒川, 2014, Chapters 3-3; 荒川・菅原, 2010)では、裁判員はおおむね満足していたものの、最終的に裁判長の意見になってしまうと不満を漏らした参加者もいた。その理由として、直感的な思いが「合理的・論理的な根拠をつけての議論」が求められる評議の場で十分に表現できないからと分析されている。満足の点に関して村山・三浦(2015)は、専門家に対する信頼の程度や、専門家や自分と同じ立場である非専門家との意見の相違などが影響することを見出している。

以上の分析は量的分析が中心だが、談話分析(荒川・サトウ,2008)も行われている。 評議のうち、特に量刑に関する評議については、板山(2014)がまとまった心理学的検 討を行っている。この書籍では、厳罰志向性や集団の多数派が量刑に与える影響、一般市 民の求める量刑などを検討している。量刑評議という観点から多数派の量刑評議への影響 の部分を見ると、集団成員のうち重めの量刑を初期選好として持つ成員が多数派のグルー プと、軽めの量刑を初期選好としてもついずれのグループでも、グループの決定は個人の 判断よりも重くなった。この結果から、量刑評議では単純に多数派が勝つモデル(Majoritywins model: Davis, 1973)では説明できない可能性がある。また、評議デザインとして三 島(2015)で提案された付箋紙法で量刑事情を書き出したもの、「量刑付き付箋紙法」があ る程度実践されていることを述べた報告として三島・本庄・森本・國井(2016)がある。

(6) 判決文分析

裁判員裁判でも裁判官裁判と同様、判決書は裁判官が起案する。しかし、その形態は公判の有り様を反映して随分様変わりした。裁判員裁判開始前から裁判員後の判決について提案されていた(司法研修所,2009)が、実際の判決の分析は制度開始後に行われた。藤田(2012)は、裁判員制度開始後に出された判決について、言語学・心理学の観点からの定量的分析を行った。

考察

本論文では、日本国内の主として心理学関係の雑誌や書籍に掲載された論文を概観してきた。10年間の総括として、非常に多様な研究が展開されてきたが、中でもオリジナルな知見が積み重ねられてきたテーマは(2)裁判員の個人差変数、(3)裁判員の個人単位の判断、(5)評議に関わる研究と評価できる。これは裁判員制度が始まることが確定して以来、制度運営上大きな関心を集めてきたテーマでありかつ優先度の高かった(そして引き

続き高い)テーマである。法と心理学の分野は、そのような社会的関心に応える強い志向性のもとに研究が行われてきたと評価できる。

もちろん、すでに取り組まれてきた多くの研究をもってしても、研究しつくされたと言い切ることはできない。たとえば裁判員の個人判断については一般的な意思決定モデルとの関連を探る研究や、事実認定についての研究がもっとあってもいいかもしれない。評議については、裁判員の意見が反映される、活発な評議を起こすための安定したしくみやテクノロジーが、心理学の理論的な知見に基づいて構築されてもいいかもしれない。

また、評議の実験研究を始めとして、技術的・コスト的に取り組みづらいテーマや問題も存在する。したがって、気づかれてはいるけれども取り組まれていない問題があり、それはコストの問題が克服されるまで引き続き残るだろう。

加えて(4) 法廷技術と法廷戦略の部分では、戦略を操作した場合に評議や判断にどのような影響があるかといった研究はもっとあっても良いかもしれない。また、今回は「心理」を名前に含む雑誌を中心に文献をレビューしたため、裁判員制度導入による社会的影響についての論文は拾うことができなかったが、制度に関連するテーマしては重要なテーマの一つであろう。

裁判員制度が始まることが決定された当時、この制度及びそれにまつわる心理学研究は研究における未開の沃野であるとも評された。その当時に比較すれば、多くの研究者の努力によって開墾され、道が整備されつつある。とはいえ、まだ研究されるべき沃野は広く広がっている。今後とも多くの研究者による活発な研究が引き続き行われることを期待し、本稿の筆を擱くこととしたい。

対対

- Adorno, T. W., Frenkel-Brunswik, E., Levinson, D. J., & Sanford, R. N. (1950). *The Authoritarian Personality*. Harper.
- 上市秀雄・楠見孝 (2010) 裁判員制度に対する参加意向・要望に影響を及ぼす認知・感情要因の関連性: 定職の有無による比較. 認知心理学研究, 7(2), 89-101. https://doi.org/10.5265/jcogpsy.7.89
- 上市秀雄・楠見孝(2015) 裁判員参加意向を規定する要因および意思決定プロセスの差異:制度施行前後の比較(特集判断と意思決定の認知科学). 認知科学, 22(3), 326-340.
- 上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理(編)(2017a) 現代日本の法過程[宮澤節生先生古稀記念]— 上巻、信山社。
- 上石圭一・大塚浩・武蔵勝宏・平山真理(編)(2017b) 現代日本の法過程〔宮澤節生先生古稀記念〕― 下巻、信山社.
- Altemeyer, B. (1988). Enemies of freedom: Understanding right-wing authoritarianism. Jossey-Bass.

- Altemeyer, B. (1998). The "other" authoritarian personality. Advances in experimental social psychology, 30, 47–92. https://doi.org/10.1016/S0065-2601(08)60382-2
- 浅井千絵・荒川歩 (2007a). 裁判員裁判における他者の発言および発言者の立場が量刑判断に与える影響. 日本認知心理学会発表論文集, 2007, 30.
- 浅井千絵・荒川歩 (2007b) 裁判員制度における他者の発言および発言者の立場が量刑判断に与える影響 2: ―― 意見を参考にした人物と量刑判断の関係 ――. 日本心理学会大会発表論文集, 71, 1AM061. https://doi.org/10.4992/pacjpa.71.0_1AM061
- 浅井暢子・唐沢穣 (2013) 物語の構築しやすさが刑事事件に関する判断に与える影響. 社会心理学研究, 28(3). 137-146.
- アンダーソン, キャロル B (2014) 裁判員への説得技法(菅原郁夫・荒川歩・石崎千景訳) 北大路書房. 荒川歩 (2009a) P1-12 裁判員の評決の正しさについての確信度の時間的変化. 日本パーソナリティ心 理学会発表論文集, 18, 48-49. https://doi.org/10.24534/amispp.18.0 48
- 荒川歩(2009b) 裁判員評議における評議方法が議論される論点数に与える影響. 日本社会心理学会第53 回大会発表論文集. 53, 324-325.
- 荒川歩(2014)「裁判員」の形成、その心理学的解明. ratik.
- 荒川歩・サトウタツヤ (2008) 裁判員裁判の評議におけるコミュニケーション:模擬裁判の談話の分析. 日本心理学会大会発表論文集, 72, L09-L09, https://doi.org/10,4992/pacipa,72.0 L09
- 荒川歩・菅原郁夫 (2010) 評議におけるコミュニケーション: コミュニケーションの構造と裁判員の満足・納得、社会心理学研究、26(1)、73-88、
- Davis, J. H. (1973). Group decision and social interaction: A theory of social decision schemes. *Psychological Review*, 80(2), 97–125, https://doi.org/10.1037/h0033951
- Douglas, K. S., Lyon, D. R., & Ogloff, J. R. P. (1997). The impact of graphic photographic evidence on mock jurors' decisions in a murder trial: Probative or prejudicial? *Law and Human Behavior*, 21 (5), 485–501, https://doi.org/10.1023/A:1024823706560
- フット、ダニエル・H・濱野亮・太田勝造(編)(2019) 法の経験的社会科学の確立に向けて、信山社、
- 藤田政博(2003) 寄稿 裁判員の人数比の検討 評議を経験した市民の意見. 自由と正義, 54(1), 64-71. 藤田政博(2005a) 参審型制度に対する法曹の評価に及ぼす人数比の影響. 法と心理, 4(1), 36-46. https://doi.org/10.20792/jilawpsychology.4.1 36
- 藤田政博(2005b) 法廷用語に関する面接調査:市民の語彙と既知感を知る手がかりとして、自由と正義, 56(3), 79-91.
- 藤田政博(2006) 法廷用語と市民の認識. 季刊 刑事弁護, 46, 73-77.
- 藤田政博(2007) 法廷弁護技術: 裁判員の心をつかむ. 日本弁護士連合会(編), 第3章 説得の心理学 (pp. 33-48). 日本評論社.
- 藤田政博(2008a) 司法への市民参加の可能性:日本の陪審制度・裁判員制度の実証的研究. 有斐閣.
- 藤田政博(2008b) 説得の心理学(実践刑事弁護:裁判員にわかりやすい弁護のために7). 判例タイム ズ、1261, 112-116.
- 藤田政博(2008c) 法学の既修・未修が有罪・無罪判断に及ぼす影響. 法と心理, 7(1), 2-7.
- 藤田政博(2009a) 権威主義的パーソナリティと裁判員制度. 岡田悦典, 藤田政博・仲真紀子(編), 裁判員制度と法心理学(pp. 71-81). ぎょうせい.
- 藤田政博(2009b) 裁判員制度研究の動向 2:心理学に関連する文献を中心に. 岡田悦典,藤田政博・仲 真紀子(編),裁判員制度と法心理学(pp. 44-57). ぎょうせい.
- 藤田政博(2009c) 「論点主導型」:裁判員制度に見られる参審型評議特有の評議スタイルについて. 岡田

- 悦典,藤田政博・仲真紀子(編),裁判員制度と法心理学(pp. 185-195). ぎょうせい.
- 藤田政博(2012) 裁判員制度の導入が判決に与える影響:判決文の分析. 統計数理研究所共同研究リポート281: 裁判への市民参加の諸形態に関する統計学を応用した法社会学・法心理学・法言語学の学際的研究(pp. 2-22). 統計数理研究所.
- 藤田政博(2016) 市民の司法参加への社会的態度と、権威主義的パーソナリティおよび Big Five 性格特性の関係に関する研究。法と社会研究。2.55-82.
- 藤田政博(2019) 司法制度についての人々の社会的態度とパーソナリティ2:量刑判断との関係の検討.フット,ダニエル・H,濱野亮・太田勝造(編),村山眞維先生古稀記念 法の経験的社会科学の確立に向けて(pp.83-103)。信山社.
- 藤田政博・堀田秀吾 (2007) 模擬評議の分析 (その1) コミュニケーション・ネットワークの観点から. 刑事弁護. 52.53-57
- 福井厚・山崎優子・高山佳奈子・藤田政博・森久智江 (2011) 死刑と向き合う裁判員 (法と心理学会第11回 大会 ワークショップ). 法と心理, 11(1), 103-108. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology. 11.1_103
- Goldberg, L. R. (1990). An alternative "description of personality": The Big-Five factor structure. *Journal of Personality and Social Psychology*, 59(6), 1216–1229. https://doi.org/10.1037/0022-3514. 59.6.1216
- 後藤昭 (2002) 趣旨説明 (〈特集〉市民と法律家のコミュニケーション). 法と心理, 2 (1), 10-11. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.2.1_10
- 後藤昭(監修)・日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム (編)(2008) 裁判員時代の法廷用語:法廷用語の日常語化に関するPT 最終報告書,三省堂,
- 後藤貞人(2013) 8章法廷戦略. 藤田政博(編著), 法と心理学(pp. 124-139). 法律文化社.
- 原田國男(2011) 裁判員裁判と量刑法. 成文堂.
- 原田國男 (2014) 裁判員裁判の量刑と控訴審 (法と心理学会第14回大会公開シンポジウム 裁判員裁判と 量刑不当). 法と心理, 14(1), 43-49.
- 長谷川真里・有馬斉・唐沢穣・高橋征仁・外山紀子 (2013) 道徳判断研究の最前線 (法と心理学会第13回 大会ワークショップ)、法と心理、13(1)、82-86.
- Hastie, R., Penrod, S., & Pennington, N. (1983). Inside the jury. Harvard University Press.
- 本庄武 (2006) 裁判員制度下での量刑手続の課題 (法と心理学会第 5 回大会シンポジウム, 〈特集〉裁判員制度:制度の成立過程と法学的・心理学的検討課題). 法と心理, 5 (1), 14-19. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.5.1_14
- 本庄武(2008) 裁判員制度開始を目前に控えた量刑研究の動向. 犯罪社会学研究, 33, 198-204.
- 堀田秀吾(2009) 「私の視点, 私の感覚, 私の言葉」: 評議コーパスによる裁判官と裁判員の使用語彙の分析、法と心理、8(1), 128-140.
- 堀田秀吾・藤田政博(2007) 模擬評議の分析その2 計量言語学の観点から . 季刊刑事弁護, 52, 58-61.
- 伊田政司・谷田部友香 (2005) 刑事事件にたいする主観的量刑判断. 法と心理, 4(1), 71-80. https://doi.org/10.20792/jilawpsychology.4.1 71
- 井上智義(2006) プレゼンテーション・ツールの功罪 心理学的観点から(特集 わかりやすい裁判 裁判員時代の刑事法廷のあり方を考える). 刑事弁護, 46, 47-51.
- 猪八重涼子・深田博己・樋口匡貴・井邑智哉(2009) 被告人の身体的魅力が裁判員の判断に及ぼす影響. 広島大学心理学研究. 9. 247-263.

- 伊東裕司 (2015) 被害者の意見陳述は裁判員の事実認定に影響を与えるか? (手続二分論とその視点-法学と心理学からのアプローチ)、法と心理 15(1)、10-15.
- 伊東裕司 (2019) 裁判員の判断の心理. 慶應義塾大学出版会. http://www.keio-up.co,jp/np/isbn/97847664 26052/
- 伊東裕司・綿村英一郎・荒川歩・白取祐司・小原健司 (2016) 裁判員研究の現状とこれから. 法と心理, 16(1), 94-99. https://doi.org/10.20792/jilawpsychology.16.1 94
- 石崎千景 (2010) 日本における法と心理学研究の動向と展望、法と心理、9(1)、31-36.
- 石崎千景・荒川歩・菅原郁夫・北村英哉・四宮啓・綿村英一郎 (2015) 『裁判員への説得技法:法廷で人の心を動かす心理学』を超えて:市民のもつ力をどう生かすか?(法と心理学会第15回大会 ワークショップ). 法と心理, 15(1), 68-76. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.15.1_68
- 板山昂(2014) 裁判員裁判における量刑判断に関する心理学的研究:量刑の決定者と評価者の視点からの 総合的考察. 風間書房.
- 板山昂 (2018) 厳罰志向性と量刑判断に関する大学生と保護者の比較. 対人社会心理学研究, 18, 165-171. https://doi.org/info:doi/10.18910/70554
- Jones, E. E., & Nisbett, R. E. (1987). The actor and the observer: Divergent perceptions of the causes of behavior. E. E. Jones, D. E. Kanouse, H. H. Kelley, R. E. Nisbett, S. Valins, & B. Weiner (ed.), Attribution: Perceiving the causes of behavior. (1987–97459–005; pp. 79–94). Lawrence Erlbaum Associates, Inc.
- Kalven Jr., H., & Zeisel, H. (1966). The American Jury. The University of Chicago Press.
- 唐沢穣(2014) 社会的認知過程と量刑判断(法と心理学会第14回大会公開シンポジウム 裁判員裁判と量刑不当). 法と心理, 14(1), 50-55.
- Kerr, N. L., Niedermeier, K. E., & Kaplan, M. F. (1999). Bias in jurors vs bias in juries: New evidence from the SDS perspective. Organizational Behavior and Human Decision Processes, 80 (1), 70-86. https://doi.org/10.1006/obhd.1999.2855
- 木戸彩恵・サトウタツヤ(2019) 文化心理学. ちとせプレス.
- 小坂祐貴・山崎優子・石崎千景・中田友貴・若林宏輔・サトウタツヤ(2016) 裁判員裁判における評議パターンの提案:質的・量的分析の統合から、立命館人間科学研究、34,49-67.
- 黒沢香・米田恵美 (2004) 誘導された行動と強制された行動における責任判断. 法と心理, 3 (1), 88-97. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.3.1_88
- 黒沢香・米田恵美 (2006) 仮想的テレビニュースの聴取者による責任判断への話者とフレームの効果. 法と心理, 5(1), 84-90. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.5.1_84
- 九州大学法学部刑事訴訟法ゼミナール・大出良知(2003) 裁判員(あなた)が有罪、無罪を決める 実践ガイド模擬裁判員裁判. 現代人文社.
- 松村良之(2010) 人々の裁判員裁判と刑事司法への態度:その評価を中心として. 法社会学, 2010(72), 70-87. https://doi.org/10.11387/jsl.2010.72_70
- 松村良之(2015) 第7章鑑定と裁判員制度:人々はどう見ているか.松村良之・木下麻奈子・太田勝造 (編),日本人から見た裁判員制度(pp. 107-122). 勁草書房.
- 松尾加代 (2011a) 感情を喚起する証拠提示が陪審員の判断に及ぼす影響:グロテスクな写真と被害影響 陳述. 法と心理, 10(1), 148-152.
- 松尾加代(2011b) 事実認定の原則説明方法と認知欲求レベルが裁判員の判断に及ぼす影響(平成22年度博士課程学生研究支援プログラム研究成果報告). 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要:社会学・心理学・教育学:人間と社会の探究,72,163-166.

- 松尾加代(2012) 情報処理の方法と刑事裁判の原則説明が裁判員の判断に及ぼす影響(平成23年度博士課程学生研究支援プログラム研究成果報告). 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要:社会学・心理学・教育学:人間と社会の探究. 74.127-130.
- 松澤伸 (2002) 市民と裁判官のコミュニケーション:北欧の参審制と我が国の裁判員制 (〈特集〉市民と 法律家のコミュニケーション). 法と心理, 2(1), 41-49. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology. 2.1 41
- 三島聡(編)(2015) 裁判員裁判の評議デザイン:市民の知が活きる裁判をめざして、日本評論社、
- 三島聡・森本郁代・西條美紀・国谷裕子・野原佳代子・高木光太郎 (2012) 模擬評議実験を用いた裁判員 裁判研究の可能性(法と心理学会第12回大会ワークショップ) 法と心理 12(1) 84-88.
- 三島聡・本庄武・森本郁代・國井恒志 (2016) 裁判員裁判の量刑評議のあり方を考える 近時の最高裁の判断および模擬裁判をふまえて. 法と心理, 16(1), 62-68. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.16.1_62
- 森本郁代 (2007a) 裁判員をいかに議論に引き込むか――評議進行の技法の検討. 法律時報, 79(1), 117-122
- 森本郁代(2007b) コミュニケーションの観点から見た裁判員制度における評議 「市民と専門家との協働の場」としての評議を目指して、刑法雑誌、47(1)、153-164.
- 向井智哉・三枝高大・小塩真司 (2017) 厳罰傾向と"非合理な"思考. 法と心理, 17(1), 86-94. https://doi.org/10.20792/jilawpsychology.17.1 86
- 村山綾・今里詩・三浦麻子 (2012) 評議における法専門家の意見が非専門家の判断に及ぼす影響:判断の変化および確信度に注目して 法と心理, 12(1), 35-44.
- 村山綾・三浦麻子 (2015) 裁判員は何を参照し、何によって満足するのか:専門家 非専門家による評議コミュニケーション、法と心理、15(1)、90-99.
- 仲真紀子(2009a) 裁判への被害者参加. 裁判員制度と法心理学, 140-148.
- 仲真紀子(2009b) 裁判員の法的知識と心理学的知識. 岡田悦典,藤田政博・仲真紀子(編),裁判員制度と法心理学(pp. 120-130). ぎょうせい.
- 仲真紀子 (2009c) 裁判員制度と心理学:被害者に関する情報の影響について、刑法雑誌,48(3),405-421. 中田友貴・サトウタツヤ (2014) 被告人の国籍が裁判員の量刑判断に与える影響:事件の種類の観点から、立命館人間科学研究、30,45-63.
- 中田友貴・若林宏輔・サトウタツヤ (2018) 取調べ録画動画の提示方法が自白の任意性判断に及ぼす影響:日本独自の二画面同時提示方式と撮影焦点の観点から、法と心理、18(1)、70-85.
- 日本弁護士連合会(日付なし) 法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム. 最終アクセス: 2020年6月7日, https://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/program/nichijyougoka.html
- 野原佳代子(2009) 裁判員裁判評議における素朴交渉発生の可能性と問題点:模擬評議「及川事件」の発話交換に発現する裁判官と裁判員の枠組みのずれ(法と心理学会第8回大会シンポジウム、〈特集〉心理学は裁判員裁判に何ができるか). 法と心理, 8(1), 11-17. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.8.1_11
- 越智啓太・藤田政博・渡邉和美(編)(2011) 法と心理学の事典:犯罪・裁判・矯正.朝倉書店.
- 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博(2006a) 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識(1) ― 予 備的アンケート調査から ― . 南山法学 [南山大学], 29(3), 23-62.
- 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博(2006b) 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識(2) ――予備的アンケート調査から ―― . 南山法学 [南山大学], 30(1), 89-112.
- 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博(2007) 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識(3) ― 予備

- 的アンケート調査から . 南山法学 [南山大学], 30(2), 49-84.
- 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博・山崎優子 (2009) 人々は裁判員制度をどのように考えているか: 意識調査からみた裁判員制度の課題. 岡田悦典・藤田政博・仲真紀子 (編), 裁判員制度と法心理学 (pp. 60-70). ぎょうせい.
- 太田勝造 (2015) 第6章評議の在り方について、松村良之・木下麻奈子・太田勝造 (編), 日本人から見た裁判員制度 (pp. 81-105)。 勁草書房。
- 大坪庸介(2009) 集団意思決定研究から裁判員評議メカニズムを考える。岡田悦典・藤田政博・仲真紀子 (編)、裁判員制度と法心理学(pp. 174-184)、ぎょうせい。
- 大坪庸介・藤田政博(2002) 集団過程としての陪審裁判. 心理学評論. 44(4). 384-397.
- 大塚裕子 (2009) 裁判長の対話技法に着目した模擬評議における素朴交渉の要因分析 (法と心理学会第8回大会シンポジウム, 〈特集〉心理学は裁判員裁判に何ができるか). 法と心理, 8(1), 18-26. https://doi.org/10.20792/jilawpsychology.8.1 18
- 大澤智子 (2015) 裁判員裁判におけるストレス因とその対策. 心的トラウマ研究: 兵庫県こころのケアセンター研究紀要, 11, 19-26.
- Park, J. (2011). ビジュアルテクノロジーは模擬陪審判断にどのような影響を与えるか:パワーポイント研究の実証的成果 (岩川直子訳). 法と心理, 10(1), 74-82. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology. 10.1_74
- Pennington, N., & Hastie, R. (1993). The story model for juror decision making. R. Hastie (ed.),

 Inside the juror: The psychology of juror decision making (pp. 192-221). Cambridge University

 Press.
- Petty, R. E., & Cacioppo, J. T. (1986). The elaboration likelihood model of persuasion. *Advances in experimental social psychology*, 19, 123–205. https://doi.org/10.1016/S0065-2601 (08) 60214-2
- Pratto, F., Sidanius, J., Stallworth, L. M., & Malle, B. F. (1994). Social dominance orientation: A personality variable predicting social and political attitudes. *Journal of Personality and Social Psychology*, 67(4), 741–763. https://doi.org/10.1037/0022–3514.67.4.741
- Rattner, A. (1988). Convicted but innocent: Wrongful conviction and the criminal justice system. *Law and Human Behavior*, 12(3), 283–293. https://doi.org/10.1007/BF01044385
- 佐伯昌彦(2016) 犯罪被害者の司法参加と量刑. 東京大学出版会.
- 佐伯昌彦(2017) 手続二分と量刑. 上石圭一, 大塚浩, 武蔵勝宏・平山真理(編), 現代日本の法過程〔宮 澤節生先生古稀記念〕——下巻(pp. 259-277). 信山社.
- 裁判員裁判とコミュニケーション研究会 (2007) 評議のコミュニケーション・デザイン 評議の形式・ 技法・環境設計. 刑事弁護, 52, 62-68.
- 西條美紀 (2009) 評議における素朴交渉 (法と心理学会第8回大会シンポジウム,〈特集〉心理学は裁判 員裁判に何ができるか). 法と心理, 8(1), 5-10. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.8.1_5 サトウタツヤ・若林宏輔・木戸彩恵 (2012) 社会と向き合う心理学. 新曜社.
- 司法研修所(編)(2009) 裁判員裁判における第一審の判決書及び控訴審の在り方. 法曹会.
- 四宮啓 (2006) 裁判員制度と「法と心理学会」への期待 (法と心理学会第5回大会シンポジウム). 法と 心理, 5(1), 4-8. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.5.1_4
- 四宮啓(2009) 裁判員制度と法廷技術:その理念とあり方. 岡田悦典・藤田政博・仲真紀子(編), 裁判員制度と法心理学(pp. 98-108). ぎょうせい.
- 白井美穂・黒沢香 (2009) 量刑判断の要因についての実験的検討:前科情報の種類による効果. 法と心理. 8(1), 114-127.

- 白井美穂・綿村英一郎・上原依子・清田尚行・唐沢穣・荒川歩(2012) 公正世界観尺度における3つの世界観形態と社会的判断の関連:多様な場面での検討結果から(法と心理学会第12回大会ワークショップ)、法と心理、12(1)、50-55.
- 白岩祐子(2019)「理性」への希求:裁判員としての市民の実像、ナカニシヤ出版。
- 白岩祐子・唐沢かおり (2013) 被害者参加人の発言および被害者参加制度への態度が量刑判断に与える影響。実験社会心理学研究、53(1)、12-21. https://doi.org/10.2130/jjesp.1010
- Stasser, G., Kerr, N. L., & Bray, R. M. (1982). The social psychology of jury deliberations: Structure, process, and product. N. L. Kerr & R. M. Bray (ed.), *The Psychology of the courtroom* (pp. 221–255). Academic Press. https://books.google.co.jp/books?id=9WnuAAAAMAAJ&dq=%22The Psychology of the courtroom%22&source=gbs_book_other_versions
- 澤田匡人・葉山大地 (2010) K338 裁判員としての量刑判断に及ぼす復讐心の影響 (口頭セッション56 尺度構成1). 日本教育心理学会総会発表論文集, 52, 560. https://doi.org/10.20587/pamjaep.52.0_560
- 菅原郁夫 (2010) 法廷技術と心理学: 裁判員制度導入に向けて (法と心理学会第9回大会ワークショップ), 法と心理, 9(1), 88-92, https://doi.org/10.20792/jilawpsychology.9.1 88
- 菅原郁夫・サトウタツヤ・黒沢香(2005) 法と心理学のフロンティア I 理論・制度編. 北大路書房.
- 杉森伸吉 (2002) 裁判員制における市民 専門家の異質性の融和: 社会心理学的考察. 法と心理, 2(1), 30-40.
- 杉森伸吉 (2006) 裁判員制度が機能するための心理学的検討課題について(法と心理学会第5回大会シンポジウム, 〈特集〉裁判員制度:制度の成立過程と法学的・心理学的検討課題). 法と心理, 5(1), 20-25. https://doi.org/10.20792/jilawpsychology.5.1 20
- 杉森伸吉 (2009) 裁判員が機能する評議のために、岡田悦典・藤田政博・仲真紀子 (編), 裁判員制度と 法心理学 (pp. 218-229). ぎょうせい.
- 杉森伸吉・門池宏之・大村彰道(2005) 裁判員に与える情報が複雑なほど裁判官への同調が強まるか?: 裁判員への認知的負荷が裁判官から受ける正当性勢力に及ぼす効果. 法と心理, 4(1), 60-70.
- 高木光太郎 (2005) 裁判員制度と心理学: 評議コミュニケーションのデザインに向けて. 心理学ワールド、31,17-20.
- 高木光太郎(2007) 裁判員制度における評議: コミュニケーションをどのようにデザインするか (法と心理学会第6回大会ワークショップ). 法と心理, 6(1), 52-55. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.6.1 52
- 高野隆(2019) 裁判員制度の効果:10年を振り返って、自由と正義、70(5)、18-29.
- 高野隆·河津博史(2018) 刑事法廷弁護技術, 日本評論社,
- 谷口友梨・池上知子 (2018) 量刑判断にもたらす心理的距離の影響:事件の発生時期に着目して. 法と心理, 18(1), 99-116.
- 田之内厚三・細江達郎・厳島行雄・伊東裕司・藤田政博・伊藤芳朗・齊藤勇 (2010) 特集 日本応用心理 学会主催 公開シンポジウム 目撃証言・供述は信用できるか――裁判員制度と応用心理学. 応用心理 学研究. 36(1), 26-55.
- 統計数理研究所(編)(2010) 統計数理研究所共同研究リポート237: 裁判員裁判における言語使用に関する統計を用いた研究.
- 塚本早織・菅さやか・唐沢穣(2013) 裁判員裁判の量刑決定要因に関する第三者の推測(裁判員制度の見直しに向けて:法と心理学の視点から II). 法と心理, 13(1), 34-45.
- Tversky, A., & Kahneman, D. (1974). Judgment under Uncertainty: Heuristics and Biases. *Science*, 185(4157), 1124–1131. https://doi.org/10.1126/science.185.4157.1124

- 若林宏輔(2016) 法心理学への応用社会心理学アプローチ、ナカニシヤ出版、
- 若林宏輔 (2017) 評議に声は届いているか?:模擬裁判員裁判の公判と評議の心理学的分析. 刑事弁護, 90.124-133
- 若林宏輔・指宿信・小松加奈子・サトウタツヤ (2012) 録画された自白:日本独自の取調べ録画形式が裁判員の判断に与える影響. 法と心理, 12(1), 89-97.
- 若林宏輔・渕野貴生・サトウタツヤ (2014) 公判前の事件報道に対して理論的根拠を含む裁判官説示が与 える影響 法と心理 14(1)、87-97.
- 綿村英一郎(2011) 心理的インパクトの強い証拠が素人の法的判断に与える影響. 法と心理, 10(1), 47-54. https://doi.org/10.20792/jilawpsychology.10.1 47
- 綿村英一郎 (2013) 量刑と賠償額の判断:一般市民の判断に関する心理学的考察. 藤田政博(編), 法と 心理学 (pp. 140-152)。 法律文化社.
- 綿村英一郎・佐伯昌彦・板山昂・山崎優子・吉井匡 (2013) 死刑判断に関する実証的考察 (法と心理学会 第13回大会ワークショップ). 法と心理, 13(1), 98-103. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology. 13.1_98
- 綿村英一郎・分部利紘・佐伯昌彦(2014) 量刑分布グラフによるアンカリング効果についての実験的検証. 社会心理学研究. 30(1), 11-20. https://doi.org/10.14966/ISSP.30.1 11
- 綿村英一郎・分部利紘・藤尾未由希・高野陽太郎(2011) 量刑判断にはたらく応報的動機の認知プロセス. 法と心理, 11(1), 68-72. https://doi.org/10.20792/jjlawpsychology.11.1_68
- 山崎優子 (2005) 裁判員の心理. 村井敏邦 (編), 刑事司法と心理学:法と心理学の新たな地平線を求めて (pp. 241-265). 日本評論社.
- 山崎優子・伊東裕司 (2005) 不採用証拠の存在が採用証拠の評価・判決に及ぼす影響について: 社会人と 学生が仮想的に裁判員になった場合の比較・検討. 法と心理, 4(1), 47-59. https://doi.org/10.20792/ jjlawpsychology.4.1_47
- 山崎優子・石崎千景・サトウタツヤ(2014) 死刑賛否に影響する要因と死刑判断に影響する要因. 立命館 人間科学研究, 29, 81-94.
- 山崎優子・仲真紀子・岡田悦典・藤田政博(2006) 裁判員の法的知識と心理学的知識の正確性が司法判断 に及ぼす影響. 日本心理学会大会発表論文集, 70, 1AM098-1AM098. https://doi.org/10.4992/pacipa.70.0 1AM098

一2020.6.27受稿一